

# 質 疑 ・ 回 答 書

令和3年6月23日

## 件 名 (仮称)人権文化センター建替工事設計業務

	質 疑 事 項	回 答
1	2-(4)その他 敷地内水路は富田林市が所有しているものと思われます。払下げや明示等の手続きで承諾を頂く担当課を教えてください。 敷地全体は富田林市所有であり、水路以外の敷地境界は確定しているということでもよろしいでしょうか？教えてください。	公用廃止の担当課は、本市道路交通課になります。 建築敷地及び隣地は全て本市の所有地であり、建築敷地北側を除き、境界は確定しています。建築敷地北側については、計画道路が通るため、作成済みの計画道路詳細図より敷地境界を図面に反映させてください。
2	上記について、富田林市所有の土地でない場合、敷地境界確定などの手続きで承諾手続きが円滑に進まない状況はないということでもよろしいですか？	回答1のとおり
3	富田林市設計業務委託仕様書 P2 (2)追加業務の内容及び範囲■設計に伴う現地測量は、簡易測量業務と考えて宜しいでしょうか。 また、仕様書 P3 (4)その他の敷地内の水路を公用廃止する為の図面内容(現況実測平面図、境界確定(明示)図面、求積図等)と内容が相違しています。測量業務として必要な内容をご提示願います。	仕様書 P2 (2)追加業務の内容及び範囲■設計に伴う現地測量については、新築に関して必要な程度とします。 仕様書 P3 (4)その他の敷地内の水路を公用廃止する為の図面は、表題登記を行うために必要な図面であり、図面の作成には、既に作成されている水路の境界確定図等をもとに、復元測量や境界標等の埋設等が必要です。
4	富田林市設計業務委託仕様書 P2 (2)追加業務の内容及び範囲■水路公用廃止に係る土地表題登記、所有権保存登記申請については、建築士法資格権限から外れる為、別途業務と考えて宜しいでしょうか。	仕様書 P2 (2)追加業務の内容及び範囲■水路公用廃止に係る土地表題登記、所有権保存登記申請については、権限を委任しますので、有資格者により行ってください。 なお、P2 (2)追加業務については、協力会社等に委託することが可能です。
5	富田林市設計業務委託仕様書 P2 (2)追加業務の内容及び範囲■各種申請に伴う協議及び手続とありますが、仕様書 P3 (4)その他にて建築確認申請の提出については、本業務範囲外と記載があります。他の各種申請についても作成までは本業務とし手続は本業務外という事で宜しいでしょうか。	建築確認申請(建築基準関係規定に伴う適合判定等を含む)の提出は本業務外ですが、都市計画法施行規則第60条(開発許可等不要)証明の取得及び本市開発指導要綱協議については、本業務内となっています。
6	富田林市設計業務委託仕様書 P5 別紙にて、公用廃止する水路が計画敷地外に広範囲に及びます。その場合、今回建築敷地以外の範囲も測量が必要と思われる為、今回業務で必要な測量内容と面積を改めてご提示願います。	今回業務で必要な測量内容は回答3のとおりとし、公用廃止する水路の面積は、約37㎡を予定しています。
7	3 入札に参加する・・・資格要件 において・・・官公庁における過去10年の同内容・・・とありますが、財産区の発注の公民館建替は、要件に当てはまるでしょうか。設計金額は要件を満たします。	「財産区」は官公庁である地方公共団体(特別地方公共団体)に該当します。また、当該内容が木造建築物を除く(RC造、S造など)新築もしくは改築の実施設計業務であれば要件を満たします。
8	3 入札に参加する・・・資格要件 において・・・官公庁における過去10年の同内容・・・とありますが、他の市発注の 休日急病診療所建設工事設計は、要件に当てはまるでしょうか。設計金額はみたくします。	当該内容が木造建築物を除く(RC造、S造など)新築もしくは改築の実施設計業務であれば要件を満たします。